

# 地方税法が一部改正

## 基礎控除額が21万円に引上げ

〈別表〉 所得控除額の引上げ

控除等の種類	改正前	改正後
基礎控除	20万円	21万円
配偶者控除	20万円	21万円
扶養控除	一般	19万円
	配偶者	20万円
	老人扶養親族	20万円
障害者控除	一般	18万円
	特別障害者	20万円
老年者控除	18万円	19万円
寡婦控除	18万円	19万円
勤労学生控除	18万円	19万円

地方税法の一部が次のように改正されましたので、お知らせします。

◆個人の住民税  
▽所得控除額の引上げ  
この改正によって、市民税が課税されない範囲が、夫婦とも二人の標準世帯の給与所得者の場合で百四十九万円(改正前百四十一万八千円)に引上げられました。

▽均等割の非課税限度額  
世帯人員一人については二十万円(改正前十九万円)固定資産税・都市計画税

すでに広報でお知らせしましたように、今年土地家屋の三年に一度の評価替えの年にあたりますが、今年昭和五十一年以降の地価や四十八年以降の建築費の動向などを織り込んで評価額を決めています。

ただし、既存の家屋については増改築などの特別の事情のない限り、五十一年の価格にすえ置かれます。また土地については、評価額による新評価額によって課税を行いますと、税負担が急激に増加する場合がありますので、このた

◆その他の改正  
個人住民税のうち、五十四年以後において優良な住宅の供給または公的な土地等の譲渡で、所得税において課税の特例が認められていた長期譲渡所得について特別控除後の譲渡益四千万円(改正前二千万円)以下の部分については市民税の六%、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分については譲渡益の1/2(改正前3/4)を繰上控除した場合の

め、五十三年度分を基礎にして段階的に税負担が増加するような措置がとられ、五十四年度の宅地に対する税負担は、その上昇率に応じて、五十三年度の1.1倍、1.2倍、1.3倍に一般地については1.05倍、1.1倍、1.2倍におおえられることになりました。

◆ガス税  
ガス税はガス料金と合わせて納めていただいていたが、その免税点が五十四年六月一日より月額七千円(改正前六千円)に引上げられました。

現在、児童手当を受けておられる方は「児童手当の現況届」を、六月十五日までに必ず社会福祉課へ提出してください。

この届は、受給者の前年の所得状況や養育状況また受給者が被用者(サラリーマン)であるか非被用者(自営業・農業者等)であるかを年一回、六月一日現在の状況を確認して、その年の六月から引き続き児童手当の支給を受けることができるかどうかを審査する大切な届です。

この届を提出されないと支給要件に該当していても六月分以降の手当の支給を受けることができませんので、ご注意ください。

なお、所得オーバーのため児童手当を支給されていない方も、昨年の所得が前年より減ったり、また扶養親族数が増えたりした方は、受給対象に該当する場合がありますので、認定請求書提出してください。

◆支払日は11日  
また、児童手当の六月期(二月/五分)は六月十一日(月)です。

口座振込み利用の方は各金融機関へ、また窓口払い利用の方は会計課までお越しください。

◆お問い合わせ  
社会福祉課児童福祉係  
内線二六八

当該四千万円を超える部分に係る上積額により、課税されることになりました。

◆軽自動車税(カッコ内は改正前)  
▽原動機付自転車  
一種(総排気量が0.0五リットル以下のもの、または定格出力が0.6キロワット以下のもの) 七千円(六千五百円)  
二種(総排気量が0.0五リットルを超え0.0九リットル以下のもの、または定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの) 七千円(六千五百円)

▽軽自動車  
二種(側車付を含む) 二千二百円(二千円)  
三輪 二千八百五十円(二千六百円)  
四輪以上の(乗用) 自家用 六千五百円(五千九百円) 四輪以上の(貨物用) 自家用 三千六百五十円(三千三百円)

▽小型特殊自動車  
二種(総排気量が0.0九リットルを超えるもの、または定格出力が0.8キロワットを超えるもの) 四千四百五十円(四千三百円)  
三輪自動車  
二種(側車付を含む) 二千二百円(二千円)  
三輪 二千八百五十円(二千六百円)  
四輪以上の(乗用) 自家用 六千五百円(五千九百円) 四輪以上の(貨物用) 自家用 三千六百五十円(三千三百円)

※なお、電気自動車の軽減措置の適用については、五十五年まで延長されました。軽自動車および小型特殊自動車のうち営業用の四輪以上のものについてはすえ置きになりました。

### 児童手当 受給者の方は 15日までに現況届を

現在、児童手当を受けておられる方は「児童手当の現況届」を、六月十五日までに必ず社会福祉課へ提出してください。

この届は、受給者の前年の所得状況や養育状況また受給者が被用者(サラリーマン)であるか非被用者(自営業・農業者等)であるかを年一回、六月一日現在の状況を確認して、その年の六月から引き続き児童手当の支給を受けることができるかどうかを審査する大切な届です。

この届を提出されないと支給要件に該当していても六月分以降の手当の支給を受けることができませんので、ご注意ください。

なお、所得オーバーのため児童手当を支給されていない方も、昨年の所得が前年より減ったり、また扶養親族数が増えたりした方は、受給対象に該当する場合がありますので、認定請求書提出してください。

◆支払日は11日  
また、児童手当の六月期(二月/五分)は六月十一日(月)です。

口座振込み利用の方は各金融機関へ、また窓口払い利用の方は会計課までお越しください。

◆お問い合わせ  
社会福祉課児童福祉係  
内線二六八

・農耕作業および刈取脱穀作業用 四千四百五十円(四千三百円)  
・雪上を移動させることを目的としたもの 二千二百円(二千円)  
・その他のもの 四千三百円(三千九百円)

▽二輪の小型自動車 三千六百五十円(三千三百円)  
※なお、電気自動車の軽減措置の適用については、五十五年まで延長されました。軽自動車および小型特殊自動車のうち営業用の四輪以上のものについてはすえ置きになりました。

困りごと相談  
あらゆる困りごとに、各機関の専門家が相談に応じます。

▷とき 6月12日・26日(火) 午前10時～午後3時  
▷ところ 向日市民会館

◆申込み・お問い合わせ  
社会福祉課 内線二六八

ご参加ください  
点訳者養成講習会  
京都府盲人協会では、盲人福祉に理解と熱意のある方を対象に「点訳者養成講習会」を開きます。

受講生の募集要項は次のとおりです。どうぞご参加ください。

▷とき 昭和54年6月/昭和55年3月の間、月一回(第3水曜日) 午後6時30分～9時  
▷ところ 向日市民会館  
▷内容 受講生は毎月一回の講習会に出席し、技術指導を受けると同時に通信による指導を並行して受ける。

▽受講料 無料(点字器・教材は貸付)  
▽申込み期間 6月1日～15日  
▽申込み・お問い合わせ  
社会福祉課 内線二六八



# 守りぬげ、澄む空、澄む水、未来まで

## 6月5日は世界環境デー

「澄みきった空、透きとおった水」このかけがえのない自然。この自然も年をおうごとに、破壊されつつあります。

わたしたちの暮らしが豊かになるにつれ、反面、自然破壊が進んでいます。これはなぜでしょう。

わたしたちは、生活の便利さ、豊かさを追求するあまり、回りの環境に見向きもしなかつたからではないでしょうか。

そこで、世界中の人たちが環境に対する認識を深め、生活環境の保全に努めよう、毎年六月五日を「世界環境デー」としました。

国では、この日から一週

間を「環境週間」とし、この日は七回目を迎えます。

市でも、この期間中、いろいろな行事を計画し、市民へのP・Rに努めます。

わたしたちも、この「世界環境デー」を機会に、身近な環境を、もう一度振り返ってみましょう。

市でもこの週間にちなんで、市民の花「ひまわり」の苗をプレゼントする「一戸一鉢運動」を展開するのをはじめ、環境美化を訴える「河川パトロール」など市民一体となって「みどり」と太陽のまち」を推進すべく、多くの行事を繰り広げます。

市のおもな行事は次のとおりです。

5日(火) 〓ひまわりの苗プレゼント(〓11日 市役所玄関前、寺町町南垣内市有地) 環境騒音測定(〓11日) 市民の花・木PR看板の設置

7日(木) 〓河川パトロール 不法投棄パトロール

8日(金) 〓一酸化炭素調査

10日(日) 〓市内の児童公園の清掃

ご利用ください  
家庭児童相談コーナー  
お子さんや(18歳未満)ご家庭内のことで、何か気にかかる悩みごとがありましたら、早目に「家庭児童相談コーナー」をご利用ください。

早い時期に原因をみつけて指導することは、子どもの将来のため非常に大切なことです。お気軽にお越しください。

なお、電話での相談も行っていきます。

▷とき 毎週月曜日/金曜日 午前10時/午後4時

# 第21回水道週間 6月1日～7日 水は限りある貴重な資源です。

水道は、国民の健康で文化的な日常生活をささえる最も重要な施設の一つであり、社会的・経済的な諸活動をささえるうえでも不可欠な施設です。

しかしながら、近年各都市の水道を取りまく環境の変化は極めて激しいものがあり、水需要の増大に対応するための新規水源の確保・水道事業経営の健全化など困難な問題が生じています。

特に、昨年は全国的に異常高水に見舞われ、さらに今年も雪不足等により高水が懸念されています。

このような時にあたって、市民のみなさんも日常生活において、欠かすことのできない「水」についての認識を一層高めていただき、水道事業におけるご理解・ご協力をお願いいたします。

◆こんな時には必ず届出◆

- ・新しく家を建てられるとき
- ・転入または転出をされるとき
- ・使用者または所有者の名義が変わるとき
- ・長い間、水を使用されないとき

・メーターの口径をかえるとき  
・そのほか変更があったとき

◆漏水は水資源の損失です◆  
ご家庭での漏水を早期に発見するために、じょう口を全部止めた状態で、月に1回～2回ボックスを開いてメーターの全部の針が止まっているかどうか確認してください。どこかで漏水していると、右端下の赤い針が回っています。このような時は向日市水道工事公認業者または市水道部までご連絡ください。

市役所の電話番号は……〇九三一一一一一